

令和3年度 テイクアウト・デリバリーサービス促進事業
<連携イベント>

 酒屋でエコ割

実 施 内 容

敦 賀 商 工 会 議 所

令和3年度 テイクアウト・デリバリーサービス促進事業

<連携イベント>

『酒屋でエコ割』実施内容

令和3年7月6日

1. 目的（趣旨）

コロナ禍における酒類業界の状況については、主に、お酒を提供している飲食店での消費が大幅にマイナス継続しており、家飲み（宅のみ）需要は増え続けてはいるが、まだまだマイナス分をカバーするまでに至ってはいません。

そこで、今回、当所が実施する事業である、“おうちでお店ごはん”で、商品を購入した方を対象に、地元の酒類を主に販売している店舗で利用が出来る、“酒屋でエコ割”を、同時に実施し、相乗効果を図るため本事業を開催します。

2. 事業実施期間

令和3年7月21日（水）～令和3年9月30日（木）

3. 参加店申込方法

①「酒屋でエコ割」参加申込書に必要事項を記入して下さい。

- ・店舗で行っている感染症対策については、詳しくご記入下さい。
- ・店舗名は、チラシや特設Webサイトなどに掲載する名称をご記入下さい。
- ・店舗所在地、営業時間、連絡先、駐車場、定休日、決済方法、ご担当者の名前と連絡先とメールをご記入下さい。

②申込先：敦賀市神楽町2丁目1番4号

敦賀商工会議所 2階事務所 担当まで（TEL 0770-22-2611）

4. 参加店募集期間

令和3年7月6日（火）～令和3年7月16日（金）

※ 17日以降の申し込みは基本できません。早めのお申し込みをお願いします。

5. 参加登録料・・・登録料はありません。

6. 対象事業者（下記①～④全てに該当する事業者）

- ①市内に本社があり、酒類販売をメインで行っている店舗（1事業所1店舗限定）
- ②売り場面積が、40坪以下の店舗
- ③従業員数が、5名以下の店舗（パート、アルバイト等含む）
- ④酒類販売の免許を持っている店舗

7. 対象商品

①店舗内の商品であり、主に酒類等の飲料関係の商品とする。

8. 注文及び提供方法

①「おうちでお店ごはん」ご利用時の受取書（お客様控え「酒屋でエコ割」）の割引券を持参しているお客様が、店内の商品3,000円以上（税込）の商品を購入された時に、一定の額を割り引いて販売する。 ※ 3,000円未満の場合は、割引はない

※ 1枚につき1回の利用となります。

②割引額については、下記の通りです。

| | |
|--|----------|
| <お客様控え「酒屋でエコ割」> | <割引額> |
| ・ 3,000円に <input checked="" type="checkbox"/> の場合 | → 300円 |
| ・ 5,000円に <input checked="" type="checkbox"/> の場合 | → 500円 |
| ・ 10,000円に <input checked="" type="checkbox"/> の場合 | → 1,000円 |

※ 例：3,500円の商品を購入した場合

| お客様控え「酒屋でエコ割」額 | 割引額 | 商品代 |
|--|--------|--------|
| 3,000円に <input checked="" type="checkbox"/> | 300円 | 3,200円 |
| 5,000円に <input checked="" type="checkbox"/> | 500円 | 3,000円 |
| 10,000円に <input checked="" type="checkbox"/> | 1,000円 | 2,000円 |

<酒屋でエコ割内容>

③お客様控え「酒屋でエコ割」用紙の購入金額の欄については、訂正された用紙は無効となりますので、割引はせずに、お客様に返却して下さい。

④「酒屋でエコ割 購入店舗」欄には、お店の名称を記入もしくは押印して下さい。

⑤「酒屋でエコ割 300円 500円 1,000円」の欄には、割引した金額を該当する箇所にを付けて下さい。

⑥購入金額より割引額が大きい場合（一度に複数枚の割引券を持参された場合）は、利用対象となりませんので、次回の購入時に利用してもらうよう促して下さい。

※ 差額の現金支払いはできませんのでご注意ください。

⑦お客様控え「酒屋でエコ割」の用紙は、当所に請求する証拠となりますので、大事に保管をして、指定日までに、別紙の請求書と一緒に提出して下さい。

※ 各コースの枚数と、請求書の数字の確認を再度行って下さい。

9. 請求書等提出日 及び 振込日

①日程については、下記の通りです。

| | | |
|------|----------------|--------------|
| <回数> | <請求書等提出期日> | <振込日> |
| 第1回 | 8月 2日 (月) 迄の分 | → 8月10日 (火) |
| 第2回 | 8月20日 (金) 迄の分 | → 8月27日 (金) |
| 第3回 | 9月 3日 (金) 迄の分 | → 9月10日 (金) |
| 第4回 | 9月17日 (金) 迄の分 | → 9月24日 (金) |
| 第5回 | 10月 8日 (金) 迄の分 | → 10月15日 (金) |

※ 所定の用紙に、振込先の口座を指定して頂きます。

- ②請求については、『お客様控え「酒屋でエコ割』』と、当所が用意した専用の請求書をまとめて、敦賀商工会議所2階事務局まで提出して下さい。
- ③店舗（事業所）において、虚偽の報告等の不正があった場合は、補助金（割引額）対象額の全部若しくは、一部について補助金（割引額）の返還を求められることとなります。
- ④請求方法については、当所へ持参または、郵送でお願いします。
 - ※ 郵送の場合は、枚数などの不備が無いようにお願いします。
 - ※ 支払いについては、全て振込での対応とさせていただきます。

10. 補助金（割引額）上限額について

- ・1店舗（事業所）につき、10万円を補助金（割引額）上限額とします。
- ・補助金（割引額）上限額に達したら、速やかに事務局まで報告して下さい。

11. 参加要件

- ①本事業の主旨に賛同すること。
- ②事業終了後又は、当所から実績の報告を求められた場合、遅滞なく実績を報告すること。
- ③集客努力を怠らないこと。
- ④実施期間中の脱退は、原則しないこと。
- ⑤当所の指導指示に従うこと。
- ⑥コンプライアンスを遵守し、社会通念に反する行為は厳に慎むこと。
以上の条件全てを遵守し、誓約すること。

12. その他

- ①他の割引制度との併用について
他制度との併用はできません。
- ②事業終了後、アンケート調査にご協力下さい。

<事務局>

914-0063 敦賀市神楽町2丁目1番4号
敦賀商工会議所『酒屋でエコ割』
担当 高谷、宮下、勝田
TEL 0770-22-2611
FAX 0770-24-1311
メール tcci_staff@tsuruga.or.jp